

第2節 教育課程の役割と編成等

※引用：特別支援学校幼稚部教育要領第1章 総則 第4 教育課程の役割と編成等

1 教育課程の役割

各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの特別支援学校幼稚部教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の障害の状態や特性及び発達程度並びに学校や地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。

2 各学校における教育の目標と教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、幼稚部における教育において育みたい資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。

3 教育課程の編成上の基本事項

(1) 具体的なねらいと内容の組織

幼稚部における生活の全体を通して5領域及び自立活動に示すねらいが総合的に達成されるよう教育期間や幼児の生活経験、発達の過程などを考慮して、具体的なねらいと内容を組織するものとする。

(2) 長期的な視野

幼児期の発達の特性を踏まえ、入学から修了に至るまでの長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように配慮するものとする。

(3) 教育週数

幼稚部の毎学年の教育課程に係る教育週数は、39週を標準とし、幼児の障害の状態や特性及び発達程度等を考慮して適切に定めるものとする。

(4) 教育時間

幼稚部の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とする。ただし、幼児の障害の状態や特性及び発達程度等を考慮して適切に定めるものとする。

4 教育課程編成上の留意事項

(1) 入学当初の配慮

入学当初、特に3歳児の入学については、家庭との連携を緊密にし、生活のリズムや安全面に十分配慮する。満3歳児の学年の途中からの入学に際しては、安心して生活を過ごすことができるよう配慮する。

(2) 安全上の配慮

教職員による協力体制の下、幼児の主体的な活動を大切にしつつ、校庭や校舎などの環境の配慮や指導の工夫を行う。

5 小学部または小学校での教育との接続に当たっての留意事項

(1) 小学校以降の生活や学習の基礎の育成

小学部又は小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮する。

(2) 小学部又は小学校における教育との円滑な接続

小学部又は小学校との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図る。

6 全体的な計画の作成

教育課程と学校保健計画、学校安全計画などを関連させ、一体的な教育活動が展開されるよう全体的な計画を作成する。